

東亜大学大学院学則

A 博士課程

(目的)

第1条 東亜大学大学院（以下「本大学院」という。）は、教育基本法に則り、学校教育法の定めるところに従って、未来社会が要請する学術研究を理性と感性の融合による文化の創造ととらえ、学問と科学、学問と芸術、学問と技術、学問とその応用の融合研究に加え、人間教育のできる環境を整備し、理論と実学の両面にわたって学術研究の精深を究める。それによって、独創性豊かな学術を修得し、奉仕の精神と健全な身体をそなえ、人々の幸せと世界の学術文化の進展に寄与し得る人材を養成し、修士又は博士の学位を授与する。

(自己点検・評価)

第1条の2 本大学院は、教育研究水準の向上を図るとともに、大学の目的及び社会的責任を達成するため、教育研究活動等の状況について、自己点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価並びにその結果の公表に関し必要な事項は、別に定める。

(課程)

第2条 本大学院に、修業年限を2年とする博士前期課程及び修業年限を3年とする博士後期課程を置く。

(長期にわたる課程の履修)

第2条の2 大学院は前条第1項の規定にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了すること（以下「長期履修」という。）を希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

第3条 博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要能力を修得することを目的とする。

2 博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な実務に従業するに必要な高度の研究実践能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(在学年限)

第4条 学生は、原則として、次の各号に定める年限を超えて在学することはできない。

(1) 博士前期課程4年

(2) 博士後期課程6年

(研究科の目的及び組織)

第5条 本大学院に、第1条の目的を達成するために総合学術研究科を置く。

2 本大学院総合学術研究科に置く専攻は、次のとおりとする。

総合学術研究科	医療科学専攻	博士前期課程
	医療科学専攻	博士後期課程
	人間科学専攻	博士前期課程
	人間科学専攻	博士後期課程
	デザイン専攻	博士前期課程
	デザイン専攻	博士後期課程
	臨床心理学専攻	博士前期課程
	臨床心理学専攻	博士後期課程

(専攻の教育研究上の目的)

第5条の2 本大学院総合学術研究科に置く専攻の人材養成等、教育研究上の目的は、別表1に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第5条の3 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

2 前項の教育内容等の改善のための組織的な研修等に関し必要な事項は、別に定める。

(授業科目及び履修方法)

第6条 研究科における授業科目及び履修方法等は、別表2に定める。

2 授業科目の単位数は次の基準によって計算する。

講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。

実験及び実習については、30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。

(中間評価)

第7条 (削除)

(課程修了の認定)

第8条 博士前期課程の修了の要件は、2年以上在学して、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格するものとする。ただし、特に優れた業績を上げたと認められた者の在学期間については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士の学位論文の審査に代えることができる。

3 博士後期課程の修了の要件は、3年以上在学して、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格するものとする。ただし、特に優れた研究業績を上げたと認められた者の在学期間については、1年(第1項ただし書の規定による在学期間をもって博士前期課程を修了した者は、2年)以上在学すれば足りるものとする。

4 デザイン専攻においては、前項の学位論文に研究指導教員の指導により作品を加えることができるものとする。

(他の大学院等における授業科目の履修等)

第9条 本大学院において教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、他の大学院で履修した授業科目を、10単位を超えない範囲で本大学院の単位として認めることができる。

2 本大学院において教育上有益と認めるときは、他の大学院等との協議に基づき、他の大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

3 前2項の規定は、学生が外国の大学院等に留学する場合にも準用する。この場合において、前2項中「他の大学」とあるのは、「外国の大学院」と読みかえるものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第9条の2 本大学院において教育上有益と認めるときは、学生が本大学院入学前に他の大学院で修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)も、本条主文に準じて認めることができる。

2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、合わせて10単位を超えないものとする。

(学位論文)

第10条 第8条の試験は、学位論文を中心として、これに関連のある授業科目について行う。

第11条 学位論文の審査及び試験については、別に定める。

(学位授与)

第12条 修士又は博士の学位は、第8条に規定する課程修了の要件を満たした者に対して、研究科委員会の議を経て学長がこれを授与する。

2 修士又は博士の学位の名称は、別表3に定める。

3 博士後期課程の修了の要件を満たさない者で、独創的研究に基づく学位論文を提出して学位論文の審査と試験に合格し、かつ、博士後期課程を修了した者と同等以上の広い学識と高度の研究能力を有する者と認められたときは、研究科委員会の議を経て、学長が博士の学位を授与することがある。

(教職課程)

第13条 専攻に、専修免許状授与資格を得させるための課程を置く。

2 前項の免許状の種類は、別表4に定める。

第14条 教職課程の履修については、別に定める。

(学年、学期及び休日)

第15条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる前期入学学年と、10月1日に始まり翌年9月30日に終わる後期入学学年の2系列学年とする。

2 学年を次の2期に分ける。

前期4月1日から9月30日まで

後期10月1日から翌年3月31日まで

第16条 次に掲げる日は授業を行わない。

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、開学記念日（11月14日）

2 次の期間は授業を休止する。

春季4月1日から4月7日まで

夏季8月9日から8月16日まで

冬季12月24日から翌年1月7日まで

3 前項の規定にかかわらず、必要に応じて休日又は休業の期間を変更し、又は臨時の休日を定めることができる。

4 臨時休業は、学長が定める。

（入学、編入学、途中退学、休学及び除籍等）

第17条 入学の時期は、毎年4月（前期入学）及び10月（後期入学）とする。

第18条 博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者で、学力、人物の試験に合格した者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(3) 文部大臣の指定した者

(4) 本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2 入学願書には、卒業証明書、履歴書等所定の必要書類を添付するものとする。

第18条の2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者で、学力、人物の試験に合格した者とする。

(1) 修士の学位を有する者

(2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者

(3) 文部大臣の指定した者

(4) 本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

2 入学は、研究科委員会の議を経て学長が許可する。

第19条 入学を希望する者は、所定の入学願書を指定期日までに提出しなければならない。

2 入学願書には、卒業証明書、履歴書等所定の必要書類を添付するものとする。

第20条 入学を許可された者は、指定期日までに所定の入学手続き書類を提出し、入学金、授業料等を納入しなければならない。

2 入学手続きを終えた者には、学生証を交付する。

第21条 大学院に編入学を志願する者については、選考の上、研究科委員会の議を経て、編入学を許可することがある。

2 大学院に編入学の資格を有する者は、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 本大学院の修了者又は退学者

(2) 他の大学院の修了者又は退学者

3 編入学の選抜方法及び編入学年次等の必要な事項は別に定める。

4 編入学を許可された者の既に修得した単位の認定その他については、研究会委員会の議を経て決定する。

5 編入学を許可された者の納付金及び手数料については、別に定める。

第22条 学生が疾病その他止むを得ない事由によって長期にわたり欠席しようとする場合は、学長に願い出て許可を得て休学することができる。

2 休学期間は、次のとおりとする。

(1) 前学期休学前学期全期間の休学

(2) 後学期休学後学期全期間の休学

(3) 通年休学4月1日から翌年3月31日までの休学

3 休学期間は、博士前期課程及び博士後期課程ともに通算して2年を超えることはできない。

4 休学期間は、修業年限及び在学年限に算入しない。

第23条 退学した者が再入学しようとする場合は、退学の事情を考慮して学長が復学をさせることができる。

第24条 健康上、その他修学に不相当と学長が認めた場合は、学生に対し休学又は退学を命じることができる。

第25条 次の各号の1に該当する者は、除籍する。

- (1) 指定された期限までに該年度の履修すべき授業科目登録を行わない者、指定された期限までに該年度の履修すべき授業科目の単位の取得の見込みがない者、その他本大学院で修学する意志がないと認められる者
- (2) 指定された期限までに授業料その他の学費を納入しない者
- (3) 在学年数を超過して、退学届を出さない者

(入学検定料、入学金及び授業料等)

第26条 入学検定料、入学金及び授業料その他の学費は、別表5に定める。

- 2 別表5にかかわらず、本学卒業生の入学金は140,000円とする。
- 3 休学を許可された者については、休学期間中の授業料等の学費を免除する。
- 4 所定の期日までに学費等を納入しない者には督促し、督促に応じない場合は、第27条の規定に基づき、除籍する。
- 5 入学検定料、入学金及び授業料その他の学費は各年度で改訂することがある。
- 6 学生教育研究災害傷害保険料等の委託徴収金については別に定める。

第27条 博士の学位論文の審査手数料及び最終試験料は、別にこれを定める。

第28条 本大学院の学生に奨学金を支給する制度を設ける。

- 2 奨学に関する規定は、別に定める。

(学生の定員)

第29条 本大学院の入学定員及び収容定員は、別表6に定める。

(研究指導施設)

第30条 本大学院に学生研究室及び実験室を置く。東亜大学の学部及び図書館を学生に利用させて研究の便宜を図る。

(外国人留学生)

第31条 本大学院は、選考のうえ外国人留学生を受け入れることができる。

- 2 外国人留学生に関する規則は別に定める。
- 3 入学許可は、入学定員の3分の1を上限とする。

(科目等履修生、研究生及び委託研究生)

第32条 本大学院において1又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、授業及び研究指導に支障のない範囲において選考の上科目等履修生として受け入れることができる。

- 2 科目等履修生は、入学検定料5千円及び年間授業料5万円を納入するものとする。
- 3 科目等履修生に対しては、試験の上単位を与えるものとする。
- 4 科目等履修生は、年間16単位を限度に履修することができる。
- 5 その他科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

第33条 本大学院において研究指導を受けることを希望する者があるときは、授業並びに研究指導に支障のない範囲において、選考のうえ研究生として受け入れることができる。

- 2 研究生に関する規則は別に定める。

第34条 他大学の教職員及び産業界等に籍を有する者が、特定の教授に付き研究指導を希望する場合、委託研究生としての在籍を許可することができる。

- 2 委託研究生は、入学金6万円及び研究費1カ年36万円の他、演習、実験、実習の実費を納入するものとする。
- 3 委託研究生で本大学院修了者は、研究費1カ年24万円の他、演習、実験、実習の実費を納入するものとする。
- 4 委託研究生は、研究科委員会の議を経て、期間を予め定めて在籍を許可するものとする。
- 5 委託研究生が、授業の履修を希望する場合は、指導教授の指示に従って、科目等履修生に準じて授業料を納入して履修することができる。
- 6 委託研究生は、図書館から図書を借り出すことができる。
- 7 委託研究生が研究成果を公表する場合は、その内容及び時期について、指導教授の指示に従うものとする。

B 通信教育課程（修士課程）

（目的）

第35条 東亜大学通信制大学院（以下「通信制大学院」という。）は、教育基本法に則り、学校教育法の定めるところに従って、放送と通信を活用し、双方向コミュニケーションの場の確立した研究システムと学習システムにもとづき、未来社会が要請する理性と感性の融合による文化の創造即ち総合学術研究の精深を究め、学生がそれぞれの職場、それぞれの生活の場を離れることなく専門的学識と専門的職業技術を修得し、人々の幸せと学術の進展に寄与し得る人材を養成する。

（自己点検・評価）

第35条の2 通信制大学院は、教育研究水準の向上を図るとともに、大学の目的及び社会的責任を達成するため、教育研究活動等の状況について、自己点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価並びにその結果の公表に関し必要な事項は、別に定める。

（通信教育課程）

第36条 通信制大学院に通信のみを行う修士課程を置く。

2 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

第37条 修士課程は、専攻分野について高度の専門職の人材を養成するとともに、社会人の再教育の場として、修士課程の教育を実施する。

（在学年限）

第38条 修士課程における最長在学年限は4年とする。

（通信教育課程研究科の目的及び組織）

第39条 本通信制大学院に、第35条の目的を達成するために通信教育課程の総合学術研究科を置く。

2 通信制大学院の総合学術研究科に置く専攻は、次のとおりとする。

総合学術研究科	法学専攻	修士課程
	人間科学専攻	修士課程
	デザイン専攻	修士課程

（専攻の教育研究上の目的）

第39条の2 通信制大学院の総合学術研究科に置く専攻の教育研究上の目的は、別表1に定める。

（教育内容等の改善のための組織的研修等）

第39条の3 通信制大学院は、授業及び方研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

2 前項の教育内容等の改善のための組織的な研修等に関し必要な事項は、別に定める。

（授業科目及び履修方法）

第40条 通信制大学院の研究科における授業科目及び履修方法は、別表2に定める。

2 各授業科目を4単位とするが、それは4つの要素で構成される。すなわち、50分15回のインターネット授業を1単位分、インターネット授業に対する予習・復習を1単位分、インターネット授業に対するメールによる質疑応答及び面接スクーリング時の補講を1単位分、配布する印刷教材による学習及びそれに対するメールによる質疑応答を1単位分とし、これらの合計をもって4単位とする。

3 各専攻に「特別演習」を設け、メディア及び面接による修士論文指導を行い、必修6単位とする。

（課程修了の認定）

第41条 修士課程の修了の要件は、修士課程に2年以上4年以内在籍し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び試験に合格することとする。

2 デザイン専攻では、「修士論文又は実技（作品）」を修士論文と扱う。（以下「修士論文」と称す。）

（学位授与）

第42条 修士の学位は、前条に規定する課程修了のの要件を満たした者に対して、研究科委員会の義を経て、学長がこれを授与する。

2 修士の学位の名称は、別表3に定める。

(入学検定料、入学金及び授業料等)

第43条 入学検定料、入学金及びその他の学費は、別表5に定める。

第44条 通信制大学院の学生定員及び収容定員は、別表6に定める。

(教職課程)

第45条 専攻に、専修免許状授与資格を得させるための課程を置く。

2 前項の免許状の種類は、別表4に定める。

第46条 教職課程の履修については、別に定める。

(入学、休学、退学及び除籍)

第47条 入学の時期は、毎年4月とする。

2 その他、入学については、本学則の第18条～第22条を準用する。

第48条 休学、退学及び除籍については、本学則の第24条～第27条を準用する。

(研究指導施設)

第49条 研究指導施設については、本学則の第30条を準用する。

C 共通条項〔博士課程と通信教育課程（修士課程）の共通事項〕

（厚生保健施設及び寄宿舎）

第50条 本大学院の学生は、学校法人東亜大学学園の厚生施設を利用することができる。

（賞罰）

第51条 人物及び学業の優秀な者、並びに本大学院の名誉を高めた者には、その内容を審議したうえ、賞を与えることができる。

第52条 本大学院の学則もしくは、これに基づいて定められた学内規則等に違反し、又は学業を怠り、気品を損ね、その他学生の本分に反する行為のあった者は、その情状により譴責、成績の減点、停学または退学の懲戒をする。

2 ただし、懲戒退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対してこれを命ずるものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由が無く、出席常でない者
- (4) 本大学院並びに学校法人東亜大学学園の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

（学長、研究科長等）

第53条 本大学院に学長、研究科長及び専攻主任をおく。

（学長等の職掌）

第54条 学長は、大学院を統轄しこれを代表する。

2 副学長は学長を助け、学長の命によりその職務を代行することができる。

3 研究科長は学長を助け、本大学院の研究教育（第58条第4項1号～8号）に関することを統轄する。

4 専攻主任は研究科長を助け、各専攻の所管事項を統轄する。

（教員組織）

第55条 本大学院の授業担当教員は、本大学院教授、准教授をもって充てる。

2 特別の事情があるときには、講義科目についてのみ非常勤講師を担当させることができる。

（運営組織）

第56条 本大学院総合学術研究科に専攻主任会及び研究科委員会、各専攻に専攻会議を置く。

第57条 専攻主任会は、学長、研究科長、専攻主任、事務室長をもって構成する。

2 学長は専攻主任会を招集してその議長となる。

3 専攻主任会の運営は、専攻主任会の内規による。

4 専攻主任会は、大学院の目的達成のための大学院運営の重要事項（学則及び規程の改廃を含む）を審議する。

第58条 研究科委員会は、研究科長、各専攻の専任の教授をもって組織する。なお、事務室長は出席することがある。

2 研究科委員長は、研究科長がこれにあたり、委員長は研究科委員会を招集してその議長となる。

3 研究科委員会の運営は、委員会の内規による。

4 研究科委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 入学、修了、退学、除籍等に関すること。
- (2) 試験に関すること。
- (3) 学位、論文に関すること。
- (4) 学生の指導及び賞罰に関すること。
- (5) 教育課程に関すること。
- (6) 研究に関すること。
- (7) 授業科目担当者に関すること。
- (8) 学長、副学長よりの諮問、その他学事に関すること。

第59条 専攻会議は、その専攻に所属する専任の教員をもって組織する。

2 専攻主任が、その専攻会議を代表する。

3 専攻会議の運営は、専攻会議の内規による。

4 専攻会議は、その専攻の学事に関する事項を協議し、研究科委員会に意見を具申する。

（事務組織）

第60条 本大学院に事務室を置き、事務室長が大学院の事務を統轄する。

- 2 事務を処理するため事務室に、通学制部門及び通信制部門を置く。
- 3 事務組織、職制及び事務分掌については、大学院事務組織規程による。

(教員・職員の任用、昇格及び退任)

第61条 教員・職員の人事は、理事会の議を経て、理事長が決める。

- 2 研究科長は、学長の意見に基づき、理事長が任命する。
- 3 各専攻主任は、学長の意見に基づき、理事長が任命する。
- 4 理事会は教員の任用、昇格について、教員人事計画委員会の意見を聴くものとする。

(学則の改正)

第62条 本学則は、学長の意見に基づき、理事会の議を経て理事長が改正することができる。

附 則

- 1 本学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 平成9年3月31日までは、教授とはD^橋と認定されたものをいう。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条別表1の授業科目及び第9条の2の規定は、平成6年3月31日現に在学する者で、同年4月1日以降も引き続き在学する者から適用する。
- 3 デザイン専攻及び企業法学専攻においては、平成11年3月31日までは、教授とはD^橋と認定された者をいう。

附 則

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条別表1の授業科目の規定は、平成7年3月31日現に在学する者で、同年4月1日以降も引き続き在学する者から適用する。
- 3 経営管理専攻及び総合人間・文化専攻においては、平成12年3月31日までは、教授とはD^橋と認定された者をいう。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 食品科学専攻、生命科学専攻及び臨床心理学専攻においては、平成16年3月31日までは、教授とはD^橋と認定された者をいう。
- 3 平成11年3月31日に現に応用生命科学専攻に在学する者については、学則第5条、第6条、第13条、第26条及び第29条の規定は、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成12年5月27日から施行し、平成12年4月1日から適用する。
- 2 学則第64条、第65条、第67条に規定する管理部の設置及び管理部長の配置並びに第68条の研究科長選任の規定は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 学則第26条の通学制学費の変更は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行日の前日に現に在籍する者については、改正後の学則第43条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。—